

## 自動車点検基準の一部を改正する省令案等に関する意見の募集について

令和4年8月  
国土交通省  
自動車局整備課

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条により、自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならないとされています。また、点検の技術的な基準として自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）が定められ、加えて、点検及び整備の実施の方法を容易に理解できるよう、自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）を国土交通大臣が作成し、公表しているところです。

近年、自動車技術の進化がめざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、セルフチェック（OBD）機能が搭載される車両が増加しています。こうした状況に鑑み、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）においても「次世代モビリティに関する新たな点検手法やデータ利用の有効活用に関する制度設計を行う」とことと位置付けられました。これらを踏まえ、昨年8月より「自動車の高度化に伴う安全確保策のあり方検討会」を設置し、車検時の点検方法の見直し等について取りまとめましたので、これに基づき、自動車点検基準等について、所要の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

### < 意見募集要領 >

#### 1. 意見募集対象

自動車点検基準の一部を改正する省令案等に関する意見の募集について（概要）（別紙参照）

#### 2. 意見募集期間

令和4年8月26日（金）～令和4年9月26日（月）（必着）

#### 3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

電子メールの場合

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には「自動車点検基準の一部を改正する省令案等に関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g\_tpb\_seb3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

FAXの場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の番号に送信ください。

FAX番号 03 - 5253 - 1639

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

郵送の場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

#### 4. 資料入手方法

電子政府の総合窓口 (e-Gov) に掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

国土交通省自動車局整備課において配布

#### 5. 留意事項

頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。

氏名(法人又は団体の場合は名称)については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

#### 6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号(代表) 03 - 5253 - 8111 (内線42412)

FAX 03 - 5253 - 1639

(意見提出様式)

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

「自動車点検基準の一部を改正する省令案等に関する意見」

フリガナ 氏名	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	

令和4年8月  
自動車局整備課

# 自動車点検基準の一部を改正する省令案等に関する意見の募集について(概要)

## 1. 改正の背景

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第47条により、自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならないとされている。また、点検の技術的な基準として自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)が定められ、加えて、点検及び整備の実施の方法を容易に理解できるよう、自動車の点検及び整備に関する手引(平成19年国土交通省告示第317号)を国土交通大臣が作成し、公表している。

近年、自動車技術の進化がめざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、セルフチェック(OBD<sup>1</sup>)機能が搭載される車両が増加している。こうした状況に鑑み、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)においても「次世代モビリティに関する新たな点検手法やデータ利用の有効活用に関する制度設計を行う」と位置付けられた。これらを踏まえ、昨年8月より「自動車の高度化に伴う安全確保策のあり方検討会」を設置し、車検時の点検方法の見直し等について取りまとめた。これに基づき、自動車点検基準等について、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

### (1) 自動車点検基準の一部改正

近年、自動車の点火装置は電子制御方式が主流となっており、従来の機械制御方式を採用する車両が減少している。これにより、市場で使用過程にある自動車の大半において、従来の機械制御方式の点火装置では必要とされていた点検項目(「点火時期」及び「ディストリビュータ<sup>2</sup>のキャップの状態」)が不要となっていることから、当該2項目について、定期点検を行わなくともよいこととする改正を行う(二輪自動車を除く。)ただし、機械制御方式を採用した車両も少数ではあるが存在することから、当該車両については今後も継続的に点検が行われるよう措置する。

### (2) 自動車の点検及び整備に関する手引の一部改正

以下の5つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBD機能を活用した確認方法等も認める改正を行う。

駐車ブレーキ機構	引きしろ	電動式駐車ブレーキ機構を装備した車両は、OBD機能を活用した確認を行うこととする
トランスミッション <sup>3</sup> 、トランスファ <sup>4</sup>	オイル漏れ、オイル量	オイルのレベル・ゲージがない車両は、オイル漏れのみ確認でも可とする
燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスタ <sup>5</sup> の詰まりと損傷	インタンク式のチャコール・キャニスタを装備した車両は、メーカー指定の方法で確認することとする
	チェック・バルブ <sup>6</sup> の機能	
タイヤ	空気圧	タイヤ空気圧監視装置を装備した車両は、OBD機能を活用した確認も可とする

## 3. スケジュール(予定)

公布: 令和4年10月

施行: 令和5年4月

<sup>1</sup> On-Board Diagnosis(車載式故障診断装置)

<sup>2</sup> 高電圧の電気を点火プラグに配電する装置

<sup>3</sup> 走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置

<sup>4</sup> 四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置

<sup>5</sup> 燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置

<sup>6</sup> 燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置